



【 8. 運転中のスマートフォン操作は厳禁です！】

(配信日 : H28. 3. 25)

3月20日(日)、東名高速道路の神奈川県港北パーキング付近を運行中の貸切バス(乗員・乗客38名)において、運転者が走行中にスマートフォンを操作していたとの事実がありました。

幸い事故には至りませんでした。先般の軽井沢でのスキーバス事故を受け、国土交通省として、抜本的な再発防止策を検討するとともに、全国のバス事業者に対し、安全確保の徹底について繰り返し指導している最中に発生した事案であり、誠に遺憾であります。

国土交通省としては24日、当該バス事業者に対し、厳重に注意するとともに、乗務員に対して道路交通法等の法令遵守の再徹底を図るよう指導したところであります。

関係者の方々におかれましては、運行にあたっては、道路交通法等の法令遵守の徹底を図り、安全の確保を最優先するようお願いいたします。



【 9. 貨物自動車運送事業の安全確保の徹底について】

(配信日 : H28. 3. 11)

3月17日、広島県東広島市の山陽自動車道の八本松トンネルにおいて、トラックが渋滞中の車両に追突し、2名が死亡し、多数が負傷するという誠に痛ましい事故が発生しました。

事故の原因については現在、警察において捜査が進められているところですが、輸送の安全の確保は、貨物自動車運送事業者の最大の使命であり、このような事故は国民の生命、身体及び財産を害するとともに、運送事業そのものの社会的信頼を大きく失墜させるものであり、誠に遺憾であります。

このため、貨物自動車運送事業の安全運行の確保に万全を期すため、関係事業者の方々におかれましては、下記事項について周知徹底をお願いします。

記

1. 運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。

(1) 貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準を遵守すること

平成27年11月18日、群馬県内の上信越自動車道上り線トンネル出口付近において、渋滞していた車列に大型トラックが追突し、合計6台が絡む多重衝突事故が発生しました。

当該渋滞の発生原因として、先行していた大型トレーラに備えられた資材ボックスが落下し、この中に積載されていた木材などが道路上に散乱したことが指摘されたところです。

今般、北陸信越運輸局等において当該事業者に対し調査を実施したところ、資材ボックスが老朽化したことにより事故の数ヶ月前に交換されており、新しい資材ボックスは、新車架装時とは異なる方法により取り付けられていたこと、また、資材ボックスには常時100kg程度の木材が積載されていたことが判明しました。

については、同種事故の再発防止を図るため、関係事業者におかれましては下記の事項について早急に周知徹底を行い、貨物輸送の安全確保に努められるようお願いいたします。

記

1. 車体へ装着されている資材ボックス等構造物の確実な取付けについて点検すること。その際、不良箇所等が発見された場合は早急に対策を講じること。

2. 資材ボックス等の使用については、使用する物品に応じた構造とし、その機能の維持に関して適切に管理すること。

3. 積載物等が走行中に荷崩れ等により落下しないように、適切、かつ、確実な固縛等を行うこと。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→

<http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/hrt54/car/pdf/h280217annzenkakuhotuutatu.pdf>



【16. 事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて】

(配信日 : H28. 2. 19)

先般、事業用自動車事故調査委員会が下記のとおり事業用自動車事故調査報告書を公表しました。

今後、同種の事故を未然に防止するため、同報告書において提言のあった再発防止策について、運送事業関係者において積極的に取り組まれますよう、平成28年2月17日付けで、「事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて」を通達し、関係団体を通じ、運送事業関係者への周

用自動車の運転者として選任されていた者についても、過去の経歴・運転経験を把握した上で、乗務させようとする車種区分にかかる運転経験が十分でない場合には、当該車種区分の事業用自動車を運転させ、添乗等により安全な運転方法を指導すること。

2 新たに雇い入れた運転者以外の運転者についても、乗務させようとする車種区分にかかる運転経験が十分でない場合には、必要に応じ、当該車種区分の事業用自動車を運転させ、添乗等により安全な運転方法を指導すること。

3 その際、添乗等による指導のほか、参加・体験・実践型の指導及び監督の手法や、自動車安全運転センターや自動車教習所等の外部の専門的機関を積極的に活用するよう努めるとともに、「指導及び監督の実施マニュアル」（平成24年3月発行）を活用し、実効性のある指導・監督を実施すること。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ <http://www.mlit.go.jp/common/001118206.pdf>

◆貸切バスの安全確保の再徹底について

軽井沢スキーバス事故を受け、国土交通省は、全国の地方運輸局等において、貸切バスの出発時における街頭監査を緊急的に実施しているところです。

1月29日現在、全国17カ所で監査を実施し、監査車両96台のうち45台に、法令違反又は法令違反の疑いが確認されています。これらの多くは、乗務員の過労運転防止のための遵守事項のチェックのために定められている運行指示書の記載不備、あるいは車内表示の不備等、いずれも基本的遵守事項であり、事故の再発防止の取り組みが行われている最中にもかかわらず、社会の信頼を揺るがす事態になっていることは誠に遺憾です。

については、これらの法令違反の防止を徹底するため、街頭監査時に確認された違反の多い事項を中心に、事業者が注意すべき事項をとりまとめました。

出庫時には、運行管理者が、別紙を活用した最終確認を必ず行い、法令遵守を確実に履行することにより、輸送の安全確保の徹底に万全を期して下さい。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ <http://www.mlit.go.jp/common/001118207.pdf>

◆貸切バスのシートベルトの着用徹底について

当該事故に関連する報道では、この種の貸切バス等では、乗客がシートベルトを着用していないことが多いとの指摘がなされているところであります。

シートベルトの着用は、衝突時の被害を軽減したり、車外放出の危険性を低くする等、死亡事故防止に効果があり、また、道路交通法（昭和35年法律第105号）において全ての座席においてシートベルトを着用させるよう運転者に義務付け

ること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。

(1) 確実に点呼を実施すること

(2) 乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握に努めること

2. 乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。

3. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

上記の内容は、平成28年1月29日付けで、公益社団法人日本バス協会、一般社団法人全国個人タクシー協会及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会に対し、事故防止通達として発出しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ <http://www.mlit.go.jp/common/001118204.pdf>

◆自家用有償の安全確保の徹底について

自家用有償旅客運送は、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要である運送に限り、自動車運送事業の例外として認められているものです。

このような立法趣旨から、自家用有償旅客運送については、自動車運送事業とは異なる安全上の要件が課されていますが、輸送の安全の確保は、自家用有償旅客運送者においても最大の使命です。

このため、自家用有償旅客運送の安全確保の徹底を図り、利用者の信頼確保に万全を期すため、管内の自家用有償旅客運送者に対し、安全対策及び事故防止の徹底が図られるよう、下記事項について周知徹底を図って下さい。

記

1. 運行管理体制を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。

(1) 乗務前の運転者に対する安全運転のための確認を確実に実施すること

(2) 運行の安全を確保するための必要な指示を確実に行うこと

2. 乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。

3. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、運転者に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

上記の内容は、平成28年1月29日付けで、指定都道府県・市区町村の長に対

